

「ピアサポート体制加算」等の対象となる研修の取扱いについて

1. 大阪府が実施したピアサポーターを養成することを目的とした研修

(1) 大阪府障害者ピアカウンセラー養成研修（平成12年度～平成15年度開催分）

年度	実施機関（実施当時の組織名称）
平成12年度	特定非営利活動法人大阪障害者自立生活協会
平成13年度	特定非営利活動法人大阪障害者自立生活協会
	社会福祉法人大阪知的障害者育成会 （現 社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会）
平成14年度	特定非営利活動法人大阪障害者自立生活協会
	社会福祉法人大阪知的障害者育成会
平成15年度	特定非営利活動法人大阪障害者自立生活協会
	社会福祉法人大阪知的障害者育成会

※全日程を修了した方のみを加算の対象とする。

【修了確認の手続き】

- ① 上記研修の修了については、修了証書（大阪府知事名）の写しにより確認する。
- ② 修了証書を紛失している場合（※受講者名簿が保管されている場合のみ）
各事業所は本人に個人情報提供に係る同意を得た上で、修了状況確認書＜様式1-1＞を作成し、大阪府福祉部障がい福祉室生活基盤推進課指定・指導Gあて提出し、研修を修了している旨確認を受けるものとする。

(2) 地域移行推進員（指定地域移行・地域定着支援従事者）養成研修（フォローアップ研修）

年度	実施機関（実施当時の組織名称）
平成26年度	社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会

【修了確認の手続き】

- ① 上記研修の修了については、修了証書（大阪府知事名）の写しにより確認する。
- ② 修了証書を紛失している場合（※受講者名簿が保管されている場合のみ）は、
各事業所は当該研修を修了している旨の申告があった者について、本人に個人情報提供に係る同意を得た上で、修了状況確認書＜様式1-1＞を作成し、大阪府福祉部障がい福祉室生活基盤推進課指定・指導グループあて提出し、研修を修了している旨確認を受けるものとする。

送付アドレス：shitei@gbox.pref.osaka.lg.jp

2. 民間団体が実施するピアサポーターを養成することを目的とした研修

(1) 実施機関及び研修名

実施機関名	研修名
一般社団法人日本メンタルヘルスピアサポート専門員研修機構	ピアサポーター養成研修
全国自立センター協議会	ピアカウンセリング講座(集中講座・長期講座)

※厚生労働省「令和3年度障がい福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A Vol.1 (令和3年3月31日)」の「問4」への回答中、(参考3)の民間団体が実施するピアサポーターを養成することを目的とした研修例を参照のこと。

※全日程を修了した方のみを加算の対象とする。

ア 修了確認の手続き

- ① 上記研修の修了については、修了証書の写しにより確認する。
- ② 修了証書を紛失している場合については、研修を修了している旨を確認できるものとして、それぞれの実施機関が発行する「研修受講(修了)証明書」等により確認するものとする。